その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約（平成十二年公正取引委員会告示第三十五号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（会長　大隅　英貴）の申請に係る家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部変更を令和八年四月二十一日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

家庭電気製品の製造販売業及び輸入販売業

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更後の欄の下線の表示部分を加える。

変更後	変更前
（不当表示の禁止） **第4条**　（略） 2　事業者は、自己の供給する家電品の取引について行う表示であって、一般消費者が当該事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示（ステルスマーケティング）をしてはならない。	（不当表示の禁止） **第4条**　（略）

附　則

この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

○厚生労働省告示第二百二十二号

あくん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和八年産あくんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。

令和八年五月二十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

種類	栽培区域	納付期限
甲種研究栽培者	北海道名寄市 茨城県つくば市 東京都小平市	令和八年九月三十日
	長崎県長崎市 鹿児島県熊毛郡中種子町	令和八年八月三十一日

○国土交通省告示第六百三十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	近畿自動車道天理吹田線		
道路の区域	区間	変更前 後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	大和郡山市伊豆七条町二七二番一から同市横田町一三九四番二まで	変更前 後	最大 最小	二二九 一一二	七〇四
		別	最大 最小	二二八 五六	

○国土交通省告示第六百三十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月二十一日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線		
道路の区域	区間	変更前 後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	久留米市高良内町字十八三八七四番六から同市藤山町字柳ノ瀬二四三番四まで	変更前 後	最大 最小	五五 二七	七八一
		別	最大 最小	二六一 二九	

○国土交通省告示第六百三十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1739	換気スリット・塗装繊維混入スラブせっこう板張／鋼製下地軒裏の防耐火性能に応じて評価する方法	2－6　耐火等級	トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉1丁目23番22号	令和8年4月28日
1740	換気スリット・塗装繊維混入スラブせっこう板張／鋼製下地軒裏の防耐火性能に応じて評価する方法	2－6　耐火等級	トヨタホーム株式会社	愛知県名古屋市東区泉1丁目23番22号	令和8年4月28日

○国土交通省告示第六百三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年五月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之